

令和7年度以降、輸送の安全に関わる情報を、毎事業年度の終了後100日以内にインターネットの利用（各事業者のHP等）
 その他適切な方法で公表するとともに、その内容を、国の定める様式に記入して国に報告することとし、国において毎年HPで公表することになりました。※小規模事業者も含めて人の運送をする船舶運航事業者はすべて適用対象となります。

＜事業者が行わなければならないこと＞

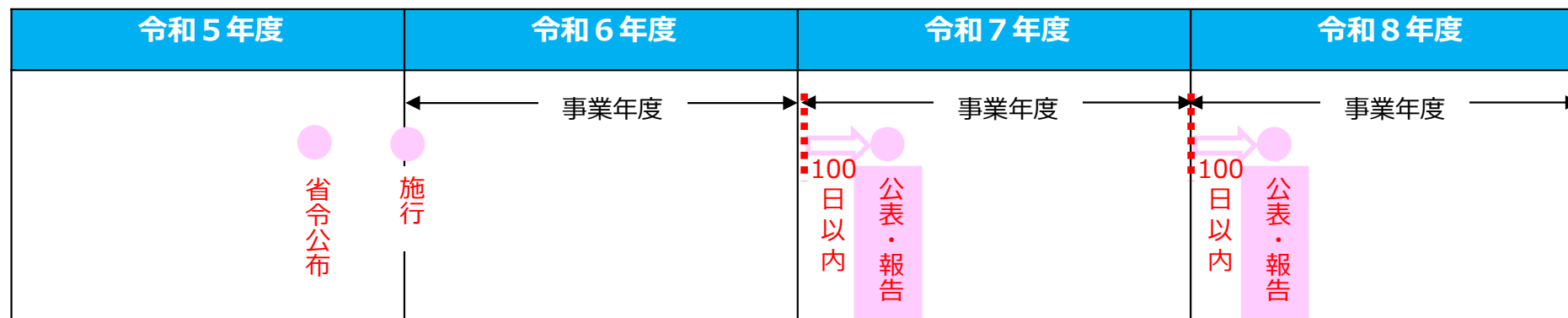
①輸送の安全に関わる情報のインターネットその他適切な方法での公表

安全情報（公表項目は次ページを参照）を毎事業年度の終了後100日以内に
 インターネットの利用その他適切な方法で公表してください。

②輸送の安全に関わる情報の国への報告

報告様式（次々ページ）を用い、①の公表後遅滞なく（目安1週間以内）国へ報告してください。

＜4/1～3/31を事業年度とする事業者の場合＞



※4/1～3/31を事業年度とする事業者の場合、7月10日頃までに安全情報を公表し、その公表後1週間以内を目安に、報告様式を用いて国へ報告することとなります。

①輸送の安全に関わる情報のインターネットその他適切な方法での公表

事業者がHP等で公表しなければならない安全情報は以下のとおり。

※HPの準備が難しい場合は、HPの公表でなくとも、待合所等の適切な場所への掲示でも可

【①規程、管理者、安全方針等】

➤ 安全管理規程（**運航基準、作業基準、事故処理基準（非常連絡表含む）**及び**地震防災対策基準を含む**）※

➤ 安全統括管理者及び運航管理者に係る情報（社内における役職、選任年月日等）※

➤ 輸送の安全に関する基本的な方針

➤ 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

※企業情報及び個人情報等は除くことも可。

<イメージ（参考例）>

安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準（非常連絡表含む）及び地震防災対策基準含む）

（企業情報及び個人情報等は除いた上で掲載。）

安全統括管理者及び運航管理者に係る情報

安全統括管理者：代表取締役、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※

運航管理者：課長、R〇.〇.〇選任、R〇.〇.〇資格者証取得※

※R8年度 資格者証の交付を受けている者のうちからの管理者選任義務の施行後

輸送の安全に関する基本的な方針：

1. 関係法令等の遵守と安全を最優先とする
2. 安全マネジメント態勢の継続的改善等を実施する 等
（事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念を掲載。「安全方針〇箇条」といった箇条書き形式でも、簡潔な一文で述べることも可。）

輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況：

1. 〇年度は、運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴う事故をゼロにする ⇒達成状況：・・・
2. 〇年度は、運航基準図に沿った航行を確実に実施し、乗揚等の事故をゼロにする ⇒達成状況：・・・
3. 〇年度は、旅客等に遵守事項を確実に周知し、旅客等の負傷者発生をゼロにする ⇒達成状況：・・・ 等

※緑枠内は次ページの国への報告様式（エクセルファイル）をHPに掲載しても可。

【②事業者情報】

➤ 事業者名

➤ 事業者のHPサイト

➤ 営業所の都道府県市町村名

➤ 事業許可／届出年度

➤ 事業許可／届出事業の種類
（一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業等）

➤ 地域旅客船安全協議会への加入状況等【任意】

【③船舶情報】

➤ 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）

➤ 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命胴衣、救命浮輪/救命浮環、

救命いかだ/救命浮器）

➤ 船舶ごとの無線設備の搭載状況

➤ 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日

➤ 任意の安全設備の搭載状況等の安全に関する取組（自由記述形式）【任意】

【④事故・行政処分情報】

➤ 過去5年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）

国への報告については、以下のとおり。

【安全情報の報告様式と提出先】

・ 毎事業年度終了の100日以内に安全情報をHP上に公表した上で、公表後遅滞なく（目安1週間以内）報告様式に記入の上下記メールアドレスまで送付してください。



報告様式→

(報告様式URL) <https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/24.xlsx>

【中部運輸局報告用メールアドレス】※中部運輸局管内事業者に限る

cbt-ship-anzenjyoho@gxb.mlit.go.jp

【注意事項】

・原則として、記入済みのエクセルファイル（PDF不可）をメールにて提出することにより報告を行っていただくよう、ご協力をお願いいたします。

・メールでの提出が困難な特段の事情がある場合、郵送又はFAXによる提出も可能ですが、記入様式が異なるため、お問い合わせのうえ入手願います。

お問い合わせ先：中部運輸局海上安全環境部運航労務監理官 TEL：052-952-8012

[illegible]